

会長補佐の指名等について（平成23年9月1日日本学術会議第133回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>会長補佐及び会長アドバイザーの指名等について</p> <p>（会長補佐）</p> <p>第1条 会長は、その職務を助ける者として、<u>会員又は連携会員</u>の中から、会長補佐を指名することができる。</p> <p>2 会長補佐は5人以内とし、その職務は会長及び副会長の協議により決めるものとする。</p> <p>3 会長補佐を指名した場合は、会長は、その氏名を幹事会に報告するものとする。</p> <p><u>（会長アドバイザー）</u></p> <p>第2条 会長は、その職務に関して助言を行う者として、<u>会員又は連携会員の中から、会長アドバイザーを指名することができる。</u></p> <p>2 <u>会長アドバイザーは6人以内とする。</u></p> <p>3 <u>会長アドバイザーを指名した場合は、会長は、その氏名を幹事会に報告するものとする。</u></p> <p>（幹事会への陪席）</p> <p>第3条 <u>会長補佐及び会長アドバイザー</u>は、幹事会に陪席することができる。</p>	<p>会長補佐の指名等について</p> <p>（会長補佐）</p> <p>第1条 会長は、その職務を助ける者として、<u>会員の中から</u>、会長補佐を指名することができる。</p> <p>2 会長補佐は5人以内とし、その職務は会長及び副会長の協議により決めるものとする。</p> <p>3 会長補佐を指名した場合は、会長は、その氏名と<u>所属部</u>を幹事会に報告するものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（幹事会への陪席）</p> <p>第2条 会長補佐は、幹事会に陪席することができる。</p>

## 附 則

この決定は、決定の日から施行する。